様式第1号

会 議 録

会議の名称	令和4年度第1回つくば市公共交通活性化協議会
開催日時	令和4年(2022年)6月28日 開会13:30 閉会15:50
開催場所	つくば市役所 本庁舎5階 庁議室
事務局(担当語	果) 都市計画部総合交通政策課
委員 出席 者	岡本委員、寺田委員(代理:富山様)、仲野委員(代理:赤木様)、 平根委員、関谷委員、新階委員、松橋委員、大原委員、 澤畠委員、服部委員、海老澤委員、武藤委員(代理:塩入様)、 福士委員(代理:薄井様)、今里委員、長委員、星野委員、 稲澤委員、鈴木(誠)委員、谷田部委員、大澤委員、 鈴木(裕)委員、野澤委員、坂本委員、一色委員、飯田委員、 小原委員、安曽委員、富田委員、大里委員 ※仲野委員(代理:赤木様)、関谷委員はオンライン参加
その他	
事務局	中根次長兼都市計画政策監、伊藤課長、細谷課長補佐、田村係長、上田係長、井﨑主事、宮本主事
公開・非公開の	7月 ■公開 □非公開 □一部公開 傍聴者数 3名
非公開の場合は	
その理由	
議題	・令和3年度事業報告について ・令和3年度歳入歳出決算について ・つくば市公共交通活性化協議会規約の一部改正(案) について ・令和4年度事業計画(案)について ・令和4年度歳入歳出予算(案)について ・筑波地区支線型バスの本格運行に向けた手続きについて ・路線バス運行実証実験事業(松代南循環)について ・つくバスの令和4年10月改正について ・つくタクの令和4年10月改正について ・つくタク無料体験乗車会の実施について ・コンタク無料体験乗車会の実施について ・コンタク無料体験乗車会の実施について ・コンタク無料体験乗車会の実施について ・コンタク無料体験乗車会の実施について
会議録署名人	一 確定年月日 令和 年 月 日
会 1 開 会 議 2 新任委員紹介	

次 3 副市長挨拶

第 4 会長挨拶

5 議 題

審議案件1 令和3年度事業報告について

審議案件2 令和3年度歳入歳出決算について

審議案件3 つくば市公共交通活性化協議会規約の一部改正(案)

について

審議案件4 令和4年度事業計画(案)について

審議案件5 令和4年度歳入歳出予算(案)について

審議案件6 筑波地区支線型バスの本格運行に向けた手続きについて

審議案件7 路線バス運行実証実験事業(松代南循環)について

審議案件8 つくバスの令和4年10月改正について

審議案件9 つくタクの令和4年10月改正について

審議案件 10 つくタク無料体験乗車会の実施について

審議案件 11 まつりつくば 2022 開催日におけるつくバス 1 日乗車券の

割引販売について

報告案件1 令和3年度つくバス、つくタク及び各種実証実験の

利用実績について

報告案件2 東京都市圏パーソントリップデータと KDDI 人流データの

比較解析について

報告案件3 つくば市公共交通マップについて

報告案件4 つくバス広告事業に係る協定事業の進捗について

6 その他

7 閉 会

※異動等による委員交代の結果、役員は次のとおり選出された。

<役員>

・会 長:岡本委員

・副会長:寺田委員、新階委員

・ 監事: 大原委員、長委員

<審議内容>○:委員 ●:事務局

・審議案件1 令和3年度事業報告について

・審議案件2 令和3年度歳入歳出決算について

※審議案件1と2は、関連するため一括審議

●事務局:令和3年度の事業報告及び歳入歳出決算ついて説明。

○会 長:各委員からの意見や異論がないため、本案件について承認とする。

- ・審議案件3 つくば市公共交通活性化協議会規約の一部改正(案)について
 - ●事務局: つくば市公共交通活性化協議会規約の一部改正(案)ついて説明。近年の社会情勢の変化を受けて、つくば市でオンライン会議及び書面協議に関する指針を策定したため、同指針に対応するために規約を改正するものである。オンラインで会議出席した場合及び書面協議をした場合の報酬、費用弁償の発生有無に変更が生じている。

○会 長:1ページの指針の内容(1)について、「飲食店など」という記載があると、飲食店での出席が可能なような文面に見えてしまうので、削除してほしい。規約の修正内容は問題ない。

●事務局:誤解を招く表現であるため、指針から削除する。

〇会 長:以上、各委員からの意見や異論がないため、本案件について修正案 を承認とする。

- ・審議案件4 令和4年度事業計画(案)について
- ・審議案件5 令和4年度歳入歳出予算(案)について
 - ※審議案件4と5は、関連するため一括審議
 - ●事務局: 令和4年度の事業計画(案)及び歳入歳出予算(案)ついて説明。今年度は、つくば市地域公共交通計画に定めた各指標の達成状況について、市民や利用者へのアンケート調査を行った上で評価を行う。また、同計画に定めた施策の1つである「デマンド型交通の効率性や利便性向上に向けた抜本的な見直し」について、分析及び評価を行い、改善案を検討する。

審議案件3の承認により、書面協議でも報酬が発生することになったが、今年度は書面協議を1回実施することが確定しているため、事業費を前年度よりも増額している。

○会 長:各委員からの意見や異論がないため、本案件について承認とする。

- ・審議案件6 筑波地区支線型バスの本格運行に向けた手続きについて
 - ●事務局: 筑波地区支線型バスを 10 月から本格運行するに当たり、運行の実施計画案、移動円滑化基準適用除外認定申請、生活交通確保維持改善計画認定申請の各内容について説明。

入札の結果、車両については茨城日産の NV350 キャラバンに、

運行事業者は1、2号車とも新栄タクシー有限会社に決定した。 現在、筑波地区支線型バスの愛称を、路線沿線のつくば市立秀峰 筑波義務教育学校の児童生徒に対して募集している。集計した結 果を基に、本協議会(書面開催)にて各委員1票の投票を行い、決 定するものとしたい。

○委 員: 観光の側面からすると、運行時間を延ばしてほしい。最終便の時刻は時期によっても異なるが、現在、筑波山観光ケーブルカーの土日祝日の最終便が筑波山頂発 17 時 20 分となっている。それに対し、ケーブルカーの降口から最も近いバス停留所の筑波山神社入口を出発する最終バスが、関東鉄道の筑波山シャトルで 17 時 10 分となっている。そのため、ケーブルカーの最終便に乗ってきた人にはバス等の公共交通で帰る手段がない。最も混雑するシーズンには関東鉄道から臨時便を出すなどしていただいているが、毎年乗り遅れ等で帰る手段がないとお客様から意見をいただいている。特に秋口は日が落ちるのが早く、意見をいただくことが多い。

関東鉄道の筑波山シャトルの増便や時刻を変えることが1番だが、難しいと思うので、支線型バスを筑波山観光客の帰宅時間に合わせるなど、調整していただきたい。部分運休のシーズンは特に乗り遅れるお客様がいるため、支線型バスの運行時間が夕方や夜まで伸ばせるのであれば、夕方や夜の時間だけでも筑波山神社まで運行していただきたい。筑波山観光に伴う交通渋滞は朝8時ぐらいから始まるが、昼15時頃までで、夕方は解消傾向にある。その時間帯以外は便が遅れることはないと思うので、観光振興の側面から夕方、夜便の増便を求める。

- ●事務局:今後の課題になると思うので、運行改善時の意見として参考にする。まずは地区の人の要望と、地区の中の移動を進めることとする。
- ○会 長:すぐには関東鉄道の最終バスの時間を遅らせることや新しい対応は難しいと考える。最終バスが何時になるのかなど、情報共有を観光地全体(筑波山側で)でしていただくとトラブルが減ると思うが、どうか。
- ○委 員:可能な限り、アナウンス等を強化していく。現在もケーブルカー車内や山頂でバスの最終便のアナウンスをしているが、乗り遅れる人がいる。すぐに解決はできないと思うが、引き続き検討していただきたい。

- 〇会 長:事務局には、引き続き検討をしていただくことにする。以上、各委 員からの意見や異論がないため、本案件について承認とする。
- ・審議案件7 路線バス実証実験事業(松代南循環)について
 - ●事務局:路線バス実証実験事業(松代南循環)について説明。当初、既存の松代循環を松代五丁目まで延伸することを考えていたが、ループが大きくなることで既存の松代循環の利用者の利便性を損ねることはしたくないという関東鉄道からの意見があったため、つくばセンターから西大通りを通過し、バス路線空白地帯である松野木を経由して松代五丁目地区を反時計回りに循環する路線に変更した。なお、関東鉄道及びジェイアールバス関東のつくばセンター・ひたち野うしく線との競合を避けるため、西大通りに存在するバス停留所には一切停車しない。
 - ○会 長:この実証実験路線の沿線は商業が発展しているので、観光アピールをするとさらに利用者拡大につながると感じる。機会があれば、観光部門とタイアップしていただきたい。各委員からの意見や異論がないため、本案件について承認とする。
- ・審議案件8 つくバスの令和4年10月改正について
 - ●事務局:つくバスの令和4年10月改正について説明。北部・吉沼・南部シャトルにバス停留所の新設を行うほか、小田・谷田部・自由ケ丘シャトルの各下り便の一部時刻見直しを行う。
 - ○委 員:住民の要望があったためバス停留所を追加したと発言があったが、 基本的に市民の要望があれば追加してくれるものなのか。それと も意見があっても見送らなければならない時があるのか。また、意 見を見送ならければならないときとはどういう時なのか。
 - ●事務局: 1人の意見だと本人だけの要望なのか、周囲の住民と合意形成がされた意見なのか判断できないため、基本的に参考意見とさせていただく。そのため区会などで要望書を提出したほうが検討材料として確度が高いものになる。今回、ルートや全体の所要時間に影響を与えないことがわかったため早急な対応が可能となった。しかしながら、ルートの見直しが発生し既存のバス停留所を通過しなくなる、又は全体の所要時間が増加してしまう等の変更があると、全体の利便性を損ねることになるので、見送ることもある。

- ○委 員:全体の利便性を損ねることになるかなど、事務局内で判断に迷った場合、活性化協議会で審議することになるのだろうか。
- ●事務局:基本的には道路管理者や運行事業者、警察などの関係者に、実現性について事前に確認している。要望があっても安全に乗降ができないところもある。そのような場所は警察と現地調査等を行い、判断する。
- 〇会 長:以上、各委員からの意見や異論がないため、本案件について承認 とする。

・審議案件9 つくタクの令和4年10月改正について

- ●事務局: つくタクの令和4年10月改正について説明。つくタク共通ポイント(LALA ガーデンつくば)の廃止、大穂・豊里地区のクリニック数を考慮した特例ポイントの設定、つくタク運行事業者の変更、及びつくタクの決済手段への現金支払い追加を行う。
- ○委員: 資料9の11ページを見ると、つくば市とつくばタクシー間、つくば市とセキショウキャリアプラス間の契約が終了するとも読み取れる。
- ●事務局: つくタク運行業務の受託会社であるセキショウキャリアプラスが 各タクシー会社と車両借上契約をしており、その中の1社である つくばタクシーとの契約が満了したということである。誤解を招 くような記述になっているので、修正する。
- 〇会 長:以上、各委員からの意見や異論がないため、本案件について承認 とする。

・審議案件 10 つくタク無料体験乗車会の実施について

- ●事務局:つくタク無料体験乗車会の実施について説明。筑波地区支線型バス実証実験が終了した筑波地区の区長及び民生委員を対象につくタクの無料乗車会を行う。
- ○委 員:先日実施された地域見守りネットワークでのふれあい相談会でも つくタクを体験したいという話があった。よい試みだと思うので、 できれば各地区で無料体験乗車会を検討していただきたい。
- 〇会 長:ぜひ継続して検討していただきたい。体験乗車を事務局側でお膳立てするのではなく電話予約から乗車までつくタクを利用するときに必要なすべてを体験してもらうとより効果的なものになると

考える。以上、各委員からの意見や異論がないため、本案件について承認とする。

- <u>・審議案件 11 まつりつくば 2022 開催日におけるつくバス 1 日乗車券割引販</u> 売について
 - ●事務局: まつりつくば 2022 開催日におけるつくバス 1 日乗車券割引販売について説明。

○会 長:普段は1日乗車券を販売していないのか。

- ●事務局: 土日祝日のみ販売しており、大人 500 円、こども 250 円の価格で 提供している。
- ○会 長: つくバスと関東鉄道の1日乗車券はそれぞれ別物であるが、観光客にはそれがわからないため、利用しづらさを感じている。つくば市内のバス路線すべてに乗車可能な1日乗車券の販売など、観光客向けに関東鉄道とタイアップすることを考えてみるといいかもしれない。
- ○委員:まつりつくば当日は会場で催し物や物販等はあるのか。
- ●事務局:経済部観光推進課からの情報共有だが、今年度はつくば駅前ではなく研究学園駅前で行うことを聞いている。例年よりも規模は縮小するものの、ねぶた等は実行する予定。物販に関しては我々も存じていないので、担当課に直接問い合わせていただきたい。
- ○委 員:つくバス1日乗車券を持っていれば、物販で割引等のサービスを 受けられるといった連携があると利用度が高まると思う。
- ○委 員:まつりつくば実行委員会から補足をすると、物販に関しては地元 の商工会が規模を縮小してバザー等を行う予定である。しかし、そ ことタイアップできるかは未確定である。
- ●事務局:庁内で情報共有し、今年度のみならず、来年度に向けても検討させていただく。
- 〇会 長:以上、各委員からの意見や異論がないため、本案件について承認と する。
- ・<u>報告案件1 令和3年度つくバス・つくタク及び各種実証実験の利用実績に</u> ついて
 - ●事務局:令和3年度のつくバス・つくタク及び各種実証実験の利用実績について説明。全体の傾向としては、令和2年度より利用者は増加したものの、コロナ禍に陥る前の令和元年度の水準には回復してい

ない。

西部シャトルなど、小学校の通学需要に合わせてダイヤ改正を した路線については、コロナ禍であっても安定的な固定客を得る ことができたので、利用者の減少が少ない、またはコロナ前よりも 利用者が増える結果になっていた。

つくタクについて、近年不在キャンセルが増加傾向にある。事前 にキャンセルの連絡をしてもらえれば、新たに予約できたはずの 人が、予約が入ったままのため、予約を断られてしまったという事 例も発生している。つくタクの稼働率も下がってしまうため、近隣 の自治体の運用等を参考に、不在キャンセル対策について検討し たい。

- ○委 員: 西部シャトルの結果を踏まえて、もっと子供たちが利用可能なバス になるといいと思う。物騒な世の中で親の負担も大きくなってし まっている現状で、バスが通学時間帯や習い事に利用できると、か なり便利になると感じる。取り組みをお願いしたい。
- ●事務局:子供たちの登下校に合わせることも検討したい。しかし、通勤や高校生の通学の利用者も多いことから、そことの兼ね合いも含めて慎重に検討していきたい。茎崎シャトルも茎崎第二小学校の通学時間に合わせることによって、児童がバスを利用しているとの結果が出ているので、より多くの子供たちに使っていただけるように検討していきたい。
- ○委 員: 資料 12 の 38 ページのように、1 人当たりの市負担額を出していただけると、環境の側面から分析をする時にもいいと思う。金額が高いということは、利用者が少ないことが分かるのはもちろん、人が乗っていないのに運行し、エネルギー問題や無駄な二酸化炭素排出が分かるからだ。10 月に本格運行を開始する支線型バスの利用人数の目標が挙げられたが、1 人当たりの市負担額の目標があったら教えていただきたい。
- ●事務局:確認し、後日メール等で情報共有をさせていただく。 (後日回答)
 - ・支線型バスの利用人数の目標を達成した場合の1人当たりの市負担額は、 3,493円である。
- ・<u>報告案件2 東京都市圏パーソントリップデータと KDDI 人流データの比較分</u> 析について

- ●事務局:東京都市圏パーソントリップデータと KDDI 人流データの比較分析について説明。国土技術政策総合研究所との協力のもと、分析したデータである。この 10 年間パーソントリップデータで移動の変化が顕著であったつくば中心エリア(研究学園駅周縁~つくば駅周辺)について、小学校区単位での移動を見ることが可能な KDDI 人流データで、詳細な地区の移動を調査した。移動実績があるが、バス路線がないエリア(松代地区~研究学園駅方面など)が、バス利用の潜在需要につながる可能性があるため、次年度以降新たな実証実験をする際に、今回のようなエビデンスに基づき新たな路線を検討したい。
- ○委 員:補足として、人口との兼ね合いからバス利用が見込まれるか、など 分析に工夫があってもいいと思った。
- ・報告案件3 つくば市公共交通マップについて
 - ●事務局: つくば市公共交通マップについて説明。市内のバス路線、バス停留所を正縮尺のマップに表現し、市民にバス路線、バス停留所等の情報をわかりやすく伝えるのが狙いである。11 月時点の情報を最終版とし、12 月にデータ確定予定である。今後、マップに記載のバス事業者及び他市自治体に、路線や停留所位置の確認を依頼する。

〇会 長:全戸配布はしないのか。

●事務局:50,000 部程度の印刷を考えている。全戸配布は予算が取れていないため今年度は行わない。市役所や各窓口センターへの設置のほか、筑波大学内や市内の不動産屋にも設置することで、これから住まいを検討する際に、自家用車ではなくバスでの通勤・通学も検討の対象にしてもらえたらと考えている。

○会 長:次年度以降は、ぜひ全戸配布を検討していただきたい。

- ○委 員:つくば市のホームページにも掲載予定とあるが、PDF 形式で掲載するのか。位置情報を GIS 等で取り込むことができると活用が広がる。
- ●事務局: PDF や PNG 等の画像データの掲載を予定している。GIS 等で表示可能な移動経度情報はつくバス、つくチャリは可能だが、それ以外については他のバス会社の許可が必要になるので、相談させていただいてからになる。また、本マップは A2 判の片面刷りで、自宅等で壁に貼り付けてもらうような使用を考えている。時刻表につい

ては、ダイヤ改正ですぐに変わることから、掲載はせず、バスロケーションシステム等で確認してもらえればと考えている。また、つくバスの全路線が Google マップで検索可能になったことを、ここで報告する。

- ・報告案件4 つくバス広告事業に係る協定事業の進捗について
 - ●事務局: つくバス広告事業に係る協定事業の進捗について説明。バス停留所上屋について、市道沿いの停留所はすでに電力供給され、夜間照明が点灯する。県道沿いの停留所は7月中に電力供される予定である。
 - ○委 員:夜間、街灯の代わりになるため防犯の観点でもよいと思う。広告付きバス停留所上屋整備事業の対象になるバス停留所はどのような基準で選ぶのか。
 - ●事務局:設置の条件で歩道幅員が広くないと設置できないという決まりがある。そのため、区画整備などで歩道が広く用意されていないと設置不可である。また、長田広告様から、事業採算性の観点から多くの企業が広告をつけたいと思う広告価値の高い場所でないと、上屋設置は難しいとの意見があった。このことから、歩道が整備され幅員も広く、車の速度もそこまで早くならないつくば市役所周辺の道路沿いの停留所が対象になった。
 - 〇会 長:本事業は、バス待ち環境の改善という観点からもいいことだと思う。
 - ●事務局: バス待ち環境という観点から補足をすると、歩道幅がベンチをつけた後にプラス 2 メートルの通路幅がないと設置不可という決まりがある。これは車いすが容易にすれ違える幅を考慮してのことである。今後、バス待ち環境を向上させるためにも、多く設置できるようにしていきたい。
- ・その他
 - ●事務局:支線型バスの愛称決定のために書面協議を7月に予定。次回の協議会については、11月頃を予定。詳細は決まり次第報告する。

以上